

板橋区マンション建替事業等に係る証明書の発行に関する要綱

(平成 30 年 4 月 13 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「法」という。)に基づくマンション建替事業又はマンション敷地売却事業を施行するに当たり必要となる証明書及びマンション建替事業等に係る税制上の特例措置の適用を受けるに当たり必要となる証明書の発行について、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類等)

第 2 条 この要綱に基づき区長が発行する証明書は次に掲げるものとする。

- (1) 法第 9 条第 1 項の規定に基づき認可されたマンション建替組合であることの証明書
- (2) 法第 25 条第 2 項の規定に基づき公告された理事長であることの証明書
- (3) 前号の理事長の印であることの証明書
- (4) 法第 120 条第 1 項の規定に基づき認可されたマンション敷地売却組合であることの証明書
- (5) 法第 126 条第 3 項において準用する法第 25 条第 2 項の規定に基づき公告された理事長であることの証明書
- (6) 前号の理事長の印であることの証明書
- (7) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)の適用がある旨の証明書

(マンション建替組合等の理事長の印鑑登録)

第 3 条 マンション建替組合又はマンション敷地売却組合(以下「マンション建替組合等」という。)の理事長として印鑑登録の届出をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑登録届出書(様式 1)に、届出日を含めて 3 か月以内に発行された登録申請者の印鑑登録証明書を添付して区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の届出があったときは、法第 9 条第 1 項又は法第 120 条第 1 項の規定に基づく認可申請書及び法第 25 条第 1 項又は法第 126 条第 3 項において準用する法第 25 条第 1 項の規定に基づく届出書の記載事項と照合する。
- 3 区長は前項の規定により届出内容が相違ないことを確認したときは、速やかに印鑑登録を行わなければならない。
- 4 マンション建替組合等の理事長は、1 団体につき 1 個に限り印鑑登録を行うことができる。

(再度の印鑑登録)

第4条 前条の規定により印鑑登録を行った理事長が当該印鑑を亡失又は破損したときは、前条第1項の規定に従い、再度の印鑑登録の届出を行うこととする。

2 区長は、前項の届出があったときは、前条第2項及び第3項の規定の例により再度の印鑑登録を行うものとする。

(印鑑登録の抹消)

第5条 区長は、次の各号に掲げる場合には、第3条の規定による印鑑登録を抹消するものとする。

- (1) 法第38条第1項各号の規定又は法第137条第1項各号の規定によりマンション建替組合等が解散した場合
- (2) マンション建替組合等の名称又は理事長の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合
- (3) 前2号に掲げるほか印鑑登録を抹消すべき事由が生じた場合

(証明書の交付申請等)

第6条 マンション建替組合等の理事長は、第2条各号(第7号を除く。)の証明書の交付を受けようとする場合は、証明申請書(様式2)により申請しなければならない。

2 区長は前項の申請があった場合は、証明申請書(様式2)の印影と印鑑登録届出書(様式1)により届け出られた印影とを照合し、当該申請が適正であると確認したときは、証明書(様式3)を交付するものとする。

3 第2条第7号の証明書については、平成26年12月16日付け国住マ第63号「マンション建替事業及びマンション敷地売却事業に係る税制上の特例措置に関する証明事務について」による国土交通省住宅局長の技術的助言の例により発行する。

(代理人による申請)

第7条 法第24条の3の規定により第3条、第4条及び前条の規定による届出又は申請を代理人に委任したときは、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人が届出又は申請をすることができる。

2 前項の委任の旨を証する書面には、マンション建替組合等の理事長が住所及び氏名を自書し、当該理事長個人の印鑑を押印し、当該印鑑に係る印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(手数料)

第8条 第2条各号に掲げる証明書の発行に係る手数料は、板橋区手数料条例(平成12年板橋区条例第10号)別表3の項に定めるところにより徴収する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

様式 1

年 月 日

(宛先) 板橋区長

所在地

組合名

理事長名

印

印 鑑 登 録 届 出 書

本組合の登録印を下記の通り定めたので、お届けします。

記

マンション建替組合理事長の印

マンション敷地売却組合理事長の印

印 影

(※該当しない組合理事長を二重線で消してから押印して下さい。)

【添付書類】理事長個人の実印の印鑑登録証明書を添付してください。

様式2

年 月 日

証 明 申 請 書

(宛先) 板橋区長

所在地

組合名

理事長名

印

- 1 下記の組合は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律第9条第1項又は第120条1項の規定に基づき、認可されている組合であることを証明してください。

(認可日 年 月 日)

所在地
組合名

- 2 下記の者は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律第25条第2項又は第126条第3項の規定に基づき、公告されている当組合の理事長であることを証明してください。

(公告日 年 月 日)

住所
氏名

- 3 下記印影は、届け出している印影と相違ないことを証明してください。

(※該当しない組合理事長を二重線で消してから押印して下さい。)

	印影
マンシヨン建替組合理事長の印	

マンシヨン敷地売却組合理事長の印	

(使用目的・提出先)

必要部数： 部

様式 3

証 明 書

1 下記の組合は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律第9条第1項又は120条第1項の規定に基づき、認可されている組合であることを証明します。

(認可日 年 月 日)

所在地
組合名

2 下記の者は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律第25条第2項又は第126条第3項の規定に基づき、公告されている当組合の理事長であることを証明します。

(公告日 年 月 日)

住 所
氏 名

3 下記印影は、届け出している印影と相違ないことを証明します。

(※該当しない組合理事長を二重線で消してから押印して下さい。)

	印 影
マンシヨ建替組合理事長の印	
<hr/> マンシヨ敷地売却組合理事長の印	

(使用目的・提出先)

年 月 日

板橋区長

印